

令和2年3月27日

建設工事等登録業者の皆様へ

佐世保市契約監理室契約課

令和2年度格付け等級区分及び発注基準額について

佐世保市が発注する建設工事の入札制度について、令和2年度の格付け等級区分を下記のとおり一部改正することとしましたのでお知らせします。

記

1 令和2年度格付け等級区分表

土木、建築、電気、建築管、水道管及び舗装について格付けを行っていますが、土木にかかるAランクの平均完成工事高を改正します。

(格付け等級区分表) ※網掛け部が変更箇所です。

工種	格付け区分		平均完成工事高	技術者	許可区分
	等級	総合点数			
土木	A	900点以上	5,000万円以上	3人以上(*1)	特定
	B	720点~899点	500万円以上	—	—
	C	719点以下	—	—	—
建築	A	800点以上	6,000万円以上	3人以上(*1)	特定
	B	600点~799点	1,000万円以上	—	—
	C	599点以下	—	—	—
電気	A	750点以上	1,000万円以上	—	—
	B	749点以下	—	—	—
建築管	A	730点以上	1,000万円以上	—	—
	B	729点以下	—	—	—
水道管	A	660点以上	1,000万円以上	—	—
	B	530点~659点	300万円以上	—	—
	C	529点以下	—	—	—
舗装	A	850点以上	250万円以上	—	—
	B	849点以下	—	—	—

(*1) 技術者のうち、建設業法第15条第2号イに該当する者が2名以上のこと

- 格付期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（年間固定）

※令和2年3月31日時点で、佐世保市に提出済みの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に主観点を加えた総合点数で格付けしますが、その際、審査基準日から1年7か月経過している方は仮格付に留まり、必要書類が提出された時点で再度格付し直します。

2 令和2年度発注基準額

令和2年度の発注基準額に変更はありません。

(建設工事等の発注基準表)

	土木	建築	電気
A	2,000 万円以上	6,000 万円以上	1,000 万円以上
B	500 万円以上 2,000 万円未満	1,000 万円以上 6,000 万円未満	1,000 万円未満
C	500 万円未満	1,000 万円未満	—

	建築管	水道管	舗装
A	1,000 万円以上	1,000 万円以上	250 万円以上
B	1,000 万円未満	300 万円以上 1,000 万円未満	250 万円未満
C	—	300 万円未満	—

《関係要綱等について》

上記改正内容に係る関係要綱「佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱」については、3月末日までに市ホームページに掲載いたします。

●市ホームページ>事業者の方へ>入札情報>工事/建設コンサル>要綱及び入札契約制度等>入札・契約に関する要綱・基準等

<https://www.city.sasebo.lg.jp/keiyakkanri/keiyak/kouji-youkou-nyusatu.html>

以 上

契約課（工事担当）

TEL：0956-24-1111（内線 3202～3204）

FAX：0956-25-9624

E-mail：keiyak@city.sasebo.lg.jp